

三田市議会規則第 号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則

三田市議会会議規則(昭和35年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事故その他の事由」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する」を「前2項の請願を紹介する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

委員会提出議案第3号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年3月25日提出

議会運営委員会委員長 松岡 信生